各種計画評価シート

No. ２２

主管課：係名	福祉介護課　：　長寿社会係
計画名称	昭和町第１０次高齢者保健福祉計画
策定の趣旨 （目　的）	長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉をいかに構築するかと言う重要な課題に対して、基本的な計画目標を定め、地域全体の高齢者に係る総合的な保健福祉の向上を図る計画で、健康の保持・増進などの介護保険の対象とならない高齢者保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがいづくり、介護予防事業等の推進を目的とする。
計画期間 〔策定年月日〕	令和６年度～　　令和８度の　３年間 〔令和　６年　３策定〕
総合計画、法令等の位置づけ	・策定の根拠となるもの 昭和町第 6 次総合計画 昭和町地域福祉計画 「老人福祉法」第 20 条第 8 項（市町村老人福祉計画） 「老人保健法」第 46 条第 18 項（市町村老人保健計画）
計画の概要	・主な内容（特徴、予算、その他） １計画策定の趣旨・計画の見直しの基本的視点・施策の方法 ２高齢者を取り巻く現状 ３高齢者福祉サービス ４計画を推進するための施策 ・計画策定体制（計画を策定した組織・機関とプロセス） 昭和町厚生事業計画策定懇話会 （高齢者保健福祉計画専門部会） ・策定時の町民意見聴取手法 ・令和４年２月「高齢者実態調査（一般高齢者）」実施 （昭和町内６５歳以上の自立高齢者 1，000 人抽出） ・パブリックコメントの実施（令和６年２～３月） ・計画推進体制（計画を推進する組織・機関とそのプロセス） 福祉介護課 ・目標設定の有無（数値目標の有無） 有

	・評価方法 ・各種事業ごとに目標を設定し、評価・課題の検討
主な施策と進捗状況	進捗状況（令和７年度末現在） １高齢者福祉サービス ・高齢者等の生活支援事業 ・介護予防・生きがい活動支援事業 ・介護家族支援事業
未執行の施策と執行できない理由 〔課題 A〕	概ね計画通り推進中
今後の計画の進め方 〔課題 A の解決策〕	各種福祉サービスの計画的な実施や関係機関等との連携
総合的な自己評価	**計画全体の総合評価　〈　B　　評価〉** ランク分け　Ａ＝達成できた　Ｂ＝概ね達成できた　Ｃ＝一部達成できた　Ｄ＝ほとんど達成できていない **※上記評価となった理由** 新型コロナの影響により実施を中断していた事業の再開など、高齢者福祉サービスは概ね達成している。また、軽度生活支援事業に関しては、利用者が少なく、その方々に総合事業や介護保険のサービスを利用していただくことにより休止とした。しかし、必要とするすべての高齢者にサービスが行き届いているかの検証ができていないため上記の評価とした。 なお、令和 8 年度に第 11 次計画を策定する中で、10 次計画の評価結果を盛り込んでいく予定。

※参考資料がある場合は添付すること。